

西松浦地区合併協議会 議事録

(第一回)

日時：平成16年11月15日

会場：有田町総合福祉保健センター2階多目的室

開 会（ 9時30分 ）

○局長（ 福島 清人 ）

皆様には朝早くから大変お忙しい所お集まり頂きましてありがとうございます。只今から第一回西松浦地区合併協議会を開催させていただきます。本日このような運びに至りましたこと、合併事務に携わる我々と致しましては、身が引き締まるような思いが致しております。これからは、法律に基づいた協議がなされる訳でございますけれども、50年ぶりに訪れた、我々に取りましては未知の世界といったところでございます。事務局職員一同、合併協定書の調印まで精一杯努めたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願い致します。

まず本日の資料の確認をさせて頂きたいと思えます。

一つが会議次第、それと一緒に綴じてございます、協議資料。二つ目が別冊二の参考資料、それと予算書と幹事会の報告書、四つの資料でございます。

最初に合併協議会の設置につきまして、まずご報告を申し上げます。

本協議会はさる11月12日に有田・西有田両町の議会でそれぞれ設置議案が可決され、同日をもって設立されたところでございます。合併協議会の会長・副会長につきましては、この規約第6条の規程によりまして、二町の長が協議により委員の中から選任すると言う風なことになっております。本日この会議が始まります前に、事前の会議を行いまして、その中で会長に岩永西有田町長、副会長に篠原有田町長さんが選任されております。このことをまずご報告をさせて頂きたいと思えます。尚、後ほど会議の傍聴規程の議案のところで、協議を頂くと言う風なことになっておりますけれども、任意協議会の折にも約束をされておりました通り、公開を原則とすると言うことでございます。そういう風なこともございまして、本日の会議は事前に申し上げておりました様に、一応傍聴の皆様にも、もうすでに入っております。まずそのことをご報告しておきたいと思えます。

それでは開会にあたりまして、会長の岩永町長さん、それから副会長の篠原町長さんそれぞれご挨拶を頂きたいと思えます。よろしくお願い致します。

○会長（ 岩永 正太 ）

みなさんおはようございます。第一回の西松浦地区合併協議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思えます。委員の皆さまには早朝から大変お忙しい中、ご出席頂きまして、誠にありがとうございます。また佐賀県経営支援本部市町村課の黒岩課長さんに、実はこの委員としてお願いをしておりますが、先ほどの準備会にご出席頂きましたけれども、我々とも密接な関係のある三位一体の緊急会議が県庁で開かれるということで、この席には代理として宮崎副課長さんが出席して頂いております。今日は本当に遠い所早朝からありがとうございます。私先ほどご紹介を頂きました、任意協議会に引き続き今回の会長を勤めさせていただく事になりました。実は、ぜひ有田の篠原町長さんをお願いをしたいということで、たつて色々をお願いをしたんですが、どうしても「私にせよ」ということでございます。どうぞひとつよろしくお願いしたいと思えます。

すでに皆さん方ご承知の通り両町合併につきましては、9月17日に任意協議会を発足をさせ、合併特例法の期限内合併を目指して、合併協議を推進させることを確認しております。今日まで5回の任意協議会を開催し、第4回からは住民代表の委員さんにもご参加を頂き、40の協議項目の内、17の項目について調整案を確認しているところでございます。そういう中で11月12日に両町それぞれ臨時議会を開催して頂き、合併に関するあらゆる事項について、法律に基づき協議を行う、西松浦地区合併協議会の設置に関して議決を頂き、本日の協議会発会を迎えることになりました。両町の議会の皆さん方には、心からお礼を申し上げたいと思えます。先ほど申し上げました通り本協議会は合併特例法期限内の3月までに議会の議決を頂く、こういうことを目指しております。協議会の議員

の皆さまにはこれから頻繁にお集まりを頂き、活発な議論をしていただくことになろうかと思えます。よろしくお願いを申し上げたいと思えます。最後になりましたが、昭和の大合併以来、まもなく50年を迎えますがそれぞれの自治体で、それぞれの道を歩んでこられました。新たなこの平成の大合併、大変難しい問題を抱えていることも承知をしております。しかしながら、この地域の将来に向けてそれぞれが信頼を持ちながら、また相互理解に基づいて、そして新たなスタートを出来ればと私も思っております。どうぞひとつ皆様方に真摯な議論をして頂き、そしてこの地域の為に、ご協力をお願い申し上げます。どうぞひとつご理解とご協力を賜りながら、開会のご挨拶と致します。どうぞよろしくお願いを致します。

○副会長（ 篠原 啓一郎 ）

皆様おはようございます。只今、紹介を頂きました、副会長に就任を致しました有田の篠原でございます。会長を補佐してこの協議会がスムーズに進んでいきますように、全面的に協力をしてまいりたいと思えますので、どうぞよろしくお願い致します。いよいよ今日から、この協議会がスタートする訳でございますが、委員の皆様にはどうか町民の目線に立った議論を展開していただきたいと思っております。この協議会の布石と致しましては、両町の議会ならびに町民の皆様の意向を広く汲み上げて、両町がそれこそ夢と希望を持てる、新しい町に作り上げたいということで、この合併協議会を発足した訳でございますので、どうかひとつ皆様と一緒に、将来に向けて努力して参りたいと思えます。また、来年の3月という期限内でございますので、色々と難しい問題があったり、あるいはスケジュール的にも非常に皆様方に、大変ご迷惑をお掛けするやに思えますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。よろしくお願ひ申し上げてご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○局長（ 福島 清人 ）

ありがとうございました。

それではここで協議会委員・監査委員・幹事会幹事および事務局職員の紹介という風になっておりますけれども、本日新しい委員として、県の経営支援本部市町村課の黒岩課長さんが入っておられますけれども、今日は宮崎副課長さんに代理で出席をお願いしております。あとの委員さんにつきましては、任協の時と同じメンバーでございますので、1ページの方に資料を添付しております。その資料をもって紹介に代えさせていただきますと思えます。それから監査委員さんにつきましては、後ほど報告事項で出て参りますけれども、規約第14条で二町の監査委員さんにそれぞれお願いすると言う風なことでなっております。そういうことで有田町から田代忠恭委員さん、西有田町から江口保彦監査委員さんに、それぞれ委嘱したことをここで報告をさせていただきますと思えます。次に幹事会の幹事でございますけれども、これも任意協議会の時と代わっておりません。そのままでございます。それから事務局職員も任意協議会のままでございます。ただここに1名佐賀県の方から出向をお願いしたいということで要請を致しております。この中に県の職員で参事という形で加わってくるという風なことでございます。名簿についてはお手元の資料にかえさせていただきますと思っております。それではこの後の会議進行につきましては、後ほど説明申し上げますけれども、規約の第9条二項で会議の議長は会長になるという風なことでなっておりますので、議長に岩永会長さんをお願いし、後、議事進行をよろしくお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（ 岩永 正太 ）

それでは規約に従いまして会議の進行をさせていただきますので、皆様方のご協力をお願い致します。

只今の出席議員は17名でございます。定足数に達しておりますので、第一回の西松浦地区合併協

議会を開催させていただきます。審議に先立ちまして議事録署名委員と致しまして、二宮委員さん・嘉村委員さんお二人の方をお願いを申し上げたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

はい、それではよろしく願いを致します。

ではさっそく議題に入らせて頂きます。

最初に1の報告事項ですが、第1号から10号まで一括して事務局より報告をお願いします。

○総務班長（大串 学）

それでは私から報告事項10件につきまして一括して概要の説明をさせていただきます。

資料の6ページをご覧ください。さる平成16年9月6日に西松浦地区合併調査会が設置されました。その後9月15日には合併調査会第1回会議を開き、任意合併協議会設立に向けた規約・予算・事前協議項目等の調整を行い、9月17日西松浦地区任意合併協議会を設立し、第1回の会議を開催致しました。その後10月19日の第4回会議からは、住民の委員さんにも加わって頂き、事前協議を審議して頂きました。10月29日の第5回会議までに19の協議項目を審議し、17の項目について確認したところでございます。さる11月12日には両町の議会におきまして、西松浦地区合併協議会設置議案が可決され、同日付をもって本協議会の設置と規約を両町で告示させて頂き、西松浦地区合併協議会の設置に関する協議書を取り交わして頂いた訳でございます。

続きまして資料7ページ報告第2号西松浦地区合併協議会規約についてご説明させていただきます。8ページから10ページに掲げております同規約は協議会の全体組織についての取り決めでございます。任意協議会と大きく違っておりますところは、第1条の協議会設置が法律に基づいて設置されるというところです。他に第3条の事務内容それに第7条に新しく委員を一人設けました。第9条の会議運営で、任意協議会では会議は委員の半数以上となっておりますが、2/3以上の出席としております。また第14条の監査委員につきましては先ほど説明がありました通り、両町から各1名ということで有田町の田代さんと西有田町から江口監査委員さんにそれぞれ委嘱しております。

次に資料11ページでございます。報告第3号協議会規約に係る協議書についてご説明させていただきます。本協議会の規約の中に、二町の長が協議して定める事項がいくつかございます。第6条第一項の会長および副会長の選任、第7条第一項第3号および第4号の住民委員と県職員委員の選任、第12条第二項の事務局職員の任命、第14条の監査委員の委嘱でございます。この協議につきましてはこの会議が始まります前に、委員全員により次の12ページの通り確認した次第です。内容につきましては先に紹介もありましたので省略させていただきます。

次に資料13ページをお願いします。報告第4号西松浦地区合併協議会幹事会規程についてご説明をいたします。幹事会におきましては、両町の助役・総務・財政課長などの構成によりまして、この規程第2条に定めております協議会の提案事項に関することなどについて、事務レベルの協議・調整を行っていくものでございます。

次に資料16ページの報告第5号西松浦地区合併協議会事務局規程についてでございます。事務局の所掌事務につきましては、第2条に規程しております協議会の会議に関することで、20ページの別表第1に記載しております、分掌事務を先ほど紹介しております7名の事務局職員により運営していくものです。

次に資料21ページをお願いします。報告第6号西松浦地区合併協議会専門部会規程について、ご説明いたします。専門部会におきましては幹事会の幹事長の指示を受けまして、規約第3条に掲げる合併の協議事項を専門的に協議・調整する機関でございます。両町の課長クラスで構成され12の部会からなっております。23ページに部会を掲げておりますのでご確認ください。

次に資料24ページをお願いします。報告第7号西松浦地区合併協議会分科会規程についてご説明します。この分科会規程は専門部会長の指示を受けて、専門部会の事務を補助する為の協議とそれに

必要な資料等の調整を行う機関でございます。両町の課長補佐・副課長クラスで構成され、28の分科会からなっております。

次に資料26ページ、報告第8号西松浦地区合併協議会財務規程についてご説明いたします。財務規程につきましては、協議会の予算執行に係る取り決めでございます。収入および支出の手続きにつきましては、第7条に規程しております通り、会長が西有田の岩永町長でございますので、会長の属する西有田町の例によりまして、予算の執行を行って行くものでございます。また協議会の出納につきましては第6条の規程によりまして事務局の職員の内から、総務班長の私が会長からその命を受けております。

次に資料30ページです。報告第9号西松浦地区合併協議会委員等の費用弁償等に関する規程について、ご説明いたします。この規程は規約16条に基づき会長・副会長・委員および監査委員の報酬と費用弁償を定めるものでございます。委員報酬は日額三千元で行政および議会からの選出委員には支出いたしません。また費用弁償額は有田・西有田両町内は千円で、その他の場合は会長の属する西有田町の条例により支出致します。

次に資料32ページです。報告第10号西松浦地区合併協議会事務局参事設置規程について、ご説明いたします。この規程は事務局規程第4条第二項に基づき、県との円滑な調整と事務的な助言を得るために、県からの派遣職員を事務局に置く為のものでございます。事務局職員の紹介にありました通り、現在佐賀県の方に職員の派遣を要請しているところでございまして、規程を含めて県の方にご検討頂いているところであります。以上で報告第1号から第10号までの説明を終わらせて頂きます。

○議長（岩永 正太）

はい、ご苦労様でございました。只今事務局から説明のありました件につきましては、規約の議決を受けましたことに伴う、事務組織等の経過報告でございますので、協議会への報告事項としてご了承いただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

はい。それでは1の報告事項につきましてはご了承いただいたこととして次に進みます。次は2の幹事会の報告ということで江崎幹事長の方からご報告をお願い致します。

○幹事長（江崎 幹夫）

資料は別紙で一枚紙が付いていると思います。よろしいでしょうか？

幹事会では、本日の第一回協議会が開催されるまで、幹事会を開催する暇がなかったため、任意協議会の幹事会を引き継ぎ、今日の協議会に提案する事項について、協議・調整を諮りました。その内容についてご報告いたします。先ほど示しました、別紙の幹事会における協議等の結果について報告の資料をご覧下さい。先ほど事務局から報告がございましたが、規約の議決を受けまして、それに伴う一番目の事務取り扱い規程について協議し、調整を行いました。内容は先ほど事務局からの説明の通りでございます。

二番目に平成16年度西松浦地区合併協議会予算案について、協議・調整を行いました。内容につきましてはこの後承認事項として報告させていただきます。

三番目に合併協定項目の事務事業の調整方針について確認しました。二枚目に内容は記載しておりますが、説明については省かせて頂きます。二枚目というのはこういう紙があったんじゃないかならうかと思っております。

四番目に本日第一回協議会の協議事項について、協議第1号から第19号までその調整案について協議・調整を諮りました。

最後に五番目のその他でございますけれども、協議会開催日程・合併協定項目・提案日程等の今後のスケジュールについて、協議を行い調整を諮ったところでございます。以上幹事会の報告を終わり

ます。

○議長（ 岩永 正太 ）

はい、ありがとうございました。只今江崎幹事長から幹事会の報告がありましたが、これについて皆様方ご質問はありませんか。ございませんですね。はい。ご質問等がないようでございますので、幹事会の報告については了承されたものと致します。

次は2の承認事項ということで、平成16年度西松浦地区合併協議会予算案について、事務局から説明をお願いします。

○総務班長（ 大串 学 ）

資料の34ページをご覧ください。承認第1号平成16年度西松浦地区合併協議会予算の承認について承認を求めるものです。別冊資料の1に予算書を添付しておりますのでご覧ください。予算の歳入・歳出はそれぞれ1600万円でございます。歳入につきまして負担金が734万8千円。資料につきましてはA4の横書きになっております。別冊1の予算書です。よろしいでしょうか。この予算につきましては、予算の歳入・歳出をそれぞれ1600万円としております。歳入につきましては負担金を734万8千円。均等割と人口割に分けております。それから補助金が865万円。これは県からの合併協議会支援補助金でございます。それと諸収入としまして、預金利子と雑入をそれぞれ千円づつ計上しまして、総額1600万円としております。次に歳出でございますが、会議費と致しまして208万1千円。これは委員報酬や費用弁償の他に協議会の議事録作成委託費等を含んでおります。事務局費と致しまして、300万5千円、これは臨時職員の賃金や事務機器借上料また光熱費等を含んでおります。それから事業費と致しまして、1022万円これは合併啓発の講演会講師謝礼金や協議会だよりの発行、それから新町建設計画作成委託料等を含んでおります。それと予備費69万4千円で総額1600万。歳入・歳出とも1600万の予算でございます。以上簡単でございますが、予算の説明を終わります。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今事務局から平成16年度西松浦地区合併協議会の予算について説明がございましたが、この件について何かご質問はありませんか。どうでしょうか。

はい、それではこれからの協議会についてはこの予算で執行させて頂きたいという風に思います。ご承認を頂いたということで取り扱いたいと思います。ありがとうございました。

それでは、三番目の協議事項に進みます。協議第1号の西松浦地区合併協議会、会議運営規程について事務局から説明をお願いします。

○次長（ 原口 誠 ）

それでは資料35ページからでございます。35ページ・36ページをご覧ください。協議第1号西松浦地区合併協議会、会議運営規程についてご説明を申し上げます。会議は第2条により原則公開としておりますが、協議内容によりまして委員の半数以上の同意がある場合には、非公開とすることができるといふ風なことを書いております。会議の議事は第5条により、全会一致を原則としておりますが、議長がやむを得ないと認める場合には議長を含む出席委員の2/3以上の賛成をもって表決出来るということにしております。また第6条には会議の傍聴を認めております。尚会議内容につきましては会議録を調製し原則公開することとしております。資料の38ページをお開き下さい。協議会会議運営規程を補完するものとして申し合わせ事項を掲載しております。第1回から第9回までの開催日程をこのように予定しております。また任意協議会で確認された調整内容は原則として引き継ぐ

こととしております。委員の代理出席につきましては原則として認めないということにしておりますが、長期にわたる欠席の場合は協議会で協議することとしております。

規約第7号の4号委員の県職員につきましては、事前に会長の許可を受けた場合は認めることとしております。以上で協議第1号の説明を終わらせて頂きます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩永 正太）

只今協議第1号について事務局から説明がありましたが、何かご質問ありませんか。

はい。意見がないようでございますので、協議第1号の西松浦地区合併協議会会議運営規程につきましては原案通り承認することと致したいと思っております。

次は協議第2号の西松浦地区合併協議会、傍聴規程について事務局より説明をお願いします。

○次長（原口 誠）

はい、協議第2号の西松浦地区合併協議会、傍聴規程についてご説明を申し上げます。資料は39ページからでございます。同規程は協議会の会議に関わる傍聴についての取り決めでございます。会議の公開の原則によりまして、報道関係者および一般傍聴者に対する傍聴を認めるものでございます。また会場によりまして、傍聴の定員を超える場合はその会場を定員をもって入場を締め切ることとしております。尚、会議運営規程によりまして非公開とする場合の定めも併せまして規程しております。以上で協議第2号の説明を終わらせて頂きます。よろしくお願いを致します。

○議長（岩永 正太）

只今協議第2号について事務局から説明がありましたが、何かご質問ございませんか。

意見がないようでございますので、協議第2号の西松浦地区合併協議会、会議傍聴規程につきましては、原案通り承認することによろしゅうございますか。

はい。それでは協議第2号西松浦地区合併協議会会議傍聴規程につきましては原案の通り承認することと致します。

次は協議第3号の西松浦地区合併協議会、小委員会規程について事務局より説明をお願いします。

○次長（原口 誠）

協議第3号の西松浦地区合併協議会小委員会規程についてご説明を申し上げます。資料は43ページからでございます。小委員会は必要に応じて協議会から付託された事項について、調査・審議を行うものでございます。協議会の会長により指名を受けた委員さんにより構成されるものでございます。任意協議会の時に、規程第2条第二項により議会の議員の定数および任期検討小委員会が設置されておりますことから、委員12名で本小委員会を引き継いでおります。以上で協議第3号の説明を終わらせて頂きます。よろしくおねがいたします。

○議長（岩永 正太）

只今協議第3号について事務局から説明がありました。何かご質問はありませんか。

はい、意見がないようでございますので、協議第3号の西松浦地区合併協議会、小委員会の規程につきましては原案通り承認することによろしゅうございますか。

はい。それでは原案通り承認することと致します。

次に協議第4号合併協定項目について、事務局より説明をお願いします。

○局長（福島 清人）

それでは協議第4号合併協定項目についてご説明いたします。お手元の資料46ページ・47ページを見開き頂きたいと思えます。合併協定項目、基本的協議事項項目として、5項目、合併の方式・期日・新町の名称・事務所の位置・財産の取り扱い、それから特例法に規程された協議項目、これが6項目ございます。その他必要な協議事項と言う風なことで、ナンバーから行きますとナンバー12から44までございます。その他の協議が必要な事業ということまで合わせて44の項目について協議をして行きたいという風に思っております。以上でございます。

○議長（岩永 正太）

只今協議第4号について事務局から説明がありました。何かご質問ございませんか。いかがでしょうか。

はい、ご意見がないようでございます。取り急ぎ色々申し上げてなかなか大変だろうと思えますが、それでは原案通り承認することによろしゅうございますか。

それでは協議第4号につきましては、原案通り承認することと致したいと思えます。

それでは次に進みますが協議第5号の合併の方式については、住民代表の委員さんがこの協議会にお入りになる前の提案事項だったことでもあります。参考資料を含めて事務局から説明をお願いします。

○局長（ 福島 清人 ）

はい、それでは協議第5号合併の方式について次の通り提案申し上げます。合併の方式、有田町・西有田町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。つまり対等合併ということでございます。このことはさっき会長の方より申されましたように、住民代表さんが入られる前に任協で確認をされておりました、9月の17日の任協で確認をされておりましたけれども、一応参考資料に基づき、事務局の方よりその考え方等について説明をさせます。

○計画調整班長（ 川久保 常德 ）

別冊2の参考資料をご覧下さい。分厚い資料になりますが、参考資料の1ページをお願いします。合併の方式につきましては、合併の形態ということで、新設合併いわゆる対等合併と、編入合併いわゆる吸収合併という二つの方式があります。定義がご覧のようにありまして法人格として新設合併の場合は関係市町村の法人格がすべて同時に消滅をすると。編入合併の場合は編入をされる市町村のみが法人格がなくなるといったような状況になります。あとは名称・事務所の位置等についても新設合併の場合は新たに定めるという必要があります。あと首長の身分・議員の身分・農業委員さんの身分等についても合併と同時に、その身分が失われるという状況になります。新設合併の場合はそういう状況になります。編入合併については、編入される市町村のみが先ほど申しましたような身分の喪失等になってまいります。参考までに県内の先進事例等をご紹介しますと、新設合併がほとんどでありまして、編入合併は現在のところありません。以上合併の方式に関する説明を終わります。

○議長（岩永 正太）

只今事務局から説明がございました。ご意見やご質問ございませんか。

よろしゅうございますか。異議なしということですので、協議第5号の合併の方式については原案の通り承認することによろしゅうございますか。

はい。それでは原案通り承認することと致します。

次は協議第6号、新町の名称について事務局より説明をお願いします。

○局長（ 福島 清人 ）

協議第6号新町の名称について次のとおり提案するものであります。新町の名称は有田町（ありたちょう）とするということでございます。これは10月4日の第2回の任協で確認をされたところでございますけれども、その経緯等につきまして参考資料に基づき事務局より説明を致します。

○計画調整班長（川久保 常德）

参考資料の3ページをご覧頂きたいと思えます。留意事項としまして、左上に書いておりますけれども、新設合併の場合は、二町はいずれも廃止されることとなります。「新しい法人格をもった新町が誕生する」ということとなります関係上、新町の名称を協議する必要があります。本年16年10月4日の、第2回の任協のうちに有田町ということで確認がなされているところであります。

3ページの右側については基本的に名称の決定方法につきましては、公募でやる方式等もありますので参考までに先進事例等を載せております。以上です。

○議長（岩永 正太）

只今協議第6号について、事務局から説明がありましたが、何かご意見・ご質問ありましたでしょうか。

ございませんね。それでは、この提案のとおりでよろしゅうございますね。

ありがとうございます。それでは協議第6号新町の名称については原案の通り有田町とすることで承認をしたいと思います。

それでは次に、協議第7号の新町の事務所の位置について協議を出したいと思えます。事務局の方から説明をお願いします。

○局長（福島 清人）

協議第7号新町の事務所の位置について提案申し上げます。新町の事務所の位置、

1. 新町の事務所の位置は西有田町大木乙2202番地（現在の西有田町役場）とする。但し新町の中央周辺を基本とした庁舎建設を新町建設計画に組み入れ、合併後速やかに建設審議会を発足させ具体的な検討に入るものとする。

2. 新町の組織機構・機能を当分の間、分庁方式とする。これは第5回の任意協議会で修正案として提案をされたものでございます。これが継続協議となっておりますけれども、この修正案を今回法定協の場では、原案として提案させて頂きたいということでございます。よろしくご審議の程お願い致します。

○議長（岩永 正太）

只今、協議第7号について事務局から説明がありました。何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

はい、諸限委員。

○2号委員（諸限 英博）

このことにつきまして発言をさせて頂きたいと思えます。先日の12の日でございましたけれども、両町と一緒に法定協、議案の為の臨時議会を行いました。私どもの議会におきましては3時ちょっと前に終わったわけですが、その設置議案を可決したあと、議長が県の方に報告に参りましたので、議長不在のまま引き続き特別委員会を行いました。この問題につきまして検討を致してきております。過去4回継続審議ということで、だいぶ皆様方にご迷惑をお掛けを致しましたけれども、その議会の内容につきまして私の方からご報告をさせて頂きたいと思えます。

新町の事務所の位置につきましては、有田町議会の英断によりまして、最大のご配慮を頂いたものと感謝を申し上げたいと思います。しかしながら、但し書きにつきまして、より具体的な表現となつてきております。このことにつきまして、将来的にはその必要性は認めておるわけですが、合理的な合併を進めようとしている今、本当に財政面等を考えて、そういうところから考慮しても速やかに建設計画に着手をする、またそういう計画を立てて検討に入ることについて、果たして両町民の今現在の理解が得られるのだろうかかなという意見が多数であったことは事実でございます。そういうことでこのような観点、私ども西有田の議会の意見がそういう多数であったという観点からも、より慎重に納得できる方向でその調整を行って頂き、その取り扱いについて慎重にご配慮を頂きたいと言う風に思っております。以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今西有田町議会の副議長の方から発言がありました。
どうぞ田代議員。

○2号委員（ 田代 正昭 ）

県の方からお見えでございますので、せっかくですから、ちょっとお尋ねを致したいと思っておりますけれども、新町の事務所の位置は西有田町大木に現在なっているわけでございますけれども、新たに、この但し書きでは、中央周辺を基本とした庁舎建設が謳われておりますけれども、その場合に、一応議会の皆さんの同意が必要と思っておりますけれども、手続き上、どのようなことをすればといいますか、皆さん方のお考えがまとまれば、そういうことが可能になるのかと。といいますのも中央付近といいますと、現在は有田町と西有田町があるわけでございますけれども、西有田町になった場合には、そう問題はないと思っておりますけれども、有田町になった場合にはいろいろ不具合があるのかどうか、そこら辺を若干お尋ねをしたいと思っておりますけれども。

○4号委員（ 宮崎副課長 ）

今のご質問はいわゆる今、西有田に庁舎の位置がなつて、それが仮に新しい新庁舎を作る際にかわると。その時に手続き的にどういうことが必要かということですね。その場合は、庁舎の位置を定める条例というのがございまして、これを条例改正をしないといけないわけですけど、条例改正は特別多数議決になっております。ですから過半数ではなくて2/3の同意でもって条例を改正するということが必要になります。

○議長（ 岩永 正太 ）

田代議員さんよろしゅうございますか。
どうでしょうか。他にご意見ございませんか。

○4号委員（ 宮崎副課長 ）

小城市でも、事務所の位置をまず牛津に定めて、その後新たに庁舎の位置については検討するというのが入ってるんですけど、その場合どうしても庁舎の位置をかえるという場合に2/3の多数議決というのがかなりハードルが高くなるということで、小城市の場合は、庁舎の位置を決める条例を5年間の失効条例、期限付きの条例にしています。5年後に条例自体が消えてしまうんです。それで新たに条例を新町の条例をさだめなければならないと。要するにその条例を改正ということになりますと2/3の多数が必要となりますから、今の牛津においている条例というのは5年経てば失効してしまうのだと、無くなってしまうと言う期限付きの条例にしています。それはさっき言いましたよう

に条例改正ということになると2/3ということで、今置いているところがどうしても有利になってしまうということで、話し合いの結果、条例自体を、期限を定めて失効させ、新たに条例を策定すると、どこどこにするという形で。そういう皆さんで協議をされて、そういう工夫をされているところがございます。

○議長（岩永 正太）

どうですか。いかがですか。

今、県の方から色々説明がありましたので、協議会を休憩をしたいと思います。

休 憩 （ 10時25分 ）

再 開 （ 11時 5分 ）

○議長（岩永 正太）

それでは再開を致したいと思います。

只今新町の事務所の位置につきまして休憩をとりそれぞれ色々協議をして頂きました。その中でひとつ私の方から、ご提案を申し上げたいと思いますが、但し書きの中に新町の中央周辺を基本とした庁舎建設を新町建設計画に組み入れ、合併後速やかに建設審議会を発足させとありますが、この合併後速やかにという、「速やかに」を消して頂いて、合併後建設審議会を発足させ具体的な検討をするものとするということで、新町の位置について一応これでご提案を再度申し上げたいと思うんですが、尚その後県の市町村課等を含めながら、両町で色々協議をさせていただきたいということによろしゅうございますか。どうでしょう。

○2号委員（田代 正昭）

協議について出来ましたら両町長さんで、覚書でも交わして頂ければ、私たちとしてはいいですけども。どうでしょうか。

○議長（岩永 正太）

わかりました。まず県を仲介に入れながら、両町協議をして、それぞれ議会の同意を得て、そしてそれを覚書の中に取り組みむということで行きたいと思います。そういうことによろしゅうございますか。どうでしょうか。

はい。これまで4回に渡って継続審議等をして頂きました。冒頭、西有田町の諸隈副議長からもお話がありました通り、この事務所については有田町の議会も英断をなしていただいたし、前回の任意協の中でも有田町の、住民の代表の皆さんからも財政の問題を含めてそういうご意見もございました。また西有田町の住民代表の方からもありましたし、西有田町の議会としても、やはり財政がこういう状態の中ですぐ出来るということは難しいという、そういう配慮もあつてのことだと言う風に思います。しかしいずれにしても両町が一緒になっていく為にはやはり将来的にはやっぱり新しい事務所も私は必要ではないかと言う風に思います。そういう意味でも一日も早く財政が好転をして、そして、むしろ両町といいましょうか新しい町としてのシンボルとしての、事務所をぜひ次の人たちが作って頂きたいと、そういう期待を込めて、今回はこういう修正案で一つ通して頂きたいと言う風に思います。よろしゅうございますでしょうか。

はい、ありがとうございました。それではこの事務所の位置につきましては事務局の方で訂正案を出して、それで承認をして頂くということをお願いを致します。

それでは次に進みます。協議第8号議会の議員の定数および任期の取り扱いについて事務局より説明をお願い致します。

○局長（ 福島 清人 ）

協議第8号議会の議員の定数および任期の取り扱いについて次のようにご提案申し上げたいと思います。この取り扱いにつきましては先に協議第3号でご承認頂きました小委員会の規程、これに入っております検討委員会、ここに付託をしたいと考えております。文言と致しましては「議会議員の定数および任期の取り扱いについては、小委員会にこれを付託する」という風なことをお願いしたいと思っております。よろしくお願い致します。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今事務局から説明がありましたが、この議会の議員の定数および任期の取り扱いについては、すでに任意協議会の段階から、小委員会を設置して審議をして頂いておるところでございます。協議第8号の議員の定数および任期の取り扱いについては、原案通り承認することによりよろしゅうございませうでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは協議第8号の議員の定数および任期の取り扱いについては、原案通り承認させていただきます。

次に協議第9号一般職の職員の身分の取り扱いについて事務局から説明をお願いします。

○局長（ 福島 清人 ）

協議第9号一般職の職員の身分の取り扱いについて次の通りご提案申し上げます。

二町の一般職の職員であるものは市町村の合併の特例に関する法律第9条第一項の規程に基づき、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。また同法第9条第二項の規程に関し次のように調整を行うものとする。

1. 職制および任用要件については、人事管理および職員の処遇の適正化の観点から統一を図る。
2. 給与については職員の処遇の適正化の観点から統一を図る。

これは10月8日第3回の任意協議会で一応確認はされております。但し住民代表委員さんはそのとき不在でございましたので、この内容等につきまして事務局の担当の方から説明を申し上げます。

○計画調整班（ 仁戸田 将英 ）

説明させていただきます。別冊2の参考資料13ページをご覧ください。

協議第9号一般職の職員の身分の取り扱いについて。

まず留意事項中の3行目、新設合併の場合は一般職の職員が勤務している二町の法人格が消滅するため、当該職員は失職することとなります。しかし市町村の合併の特例に関する法律において合併関係市町村はその協議により、市町村の合併の際、現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が合併市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならないと定めています。その為合併協議会において消滅する二町の一般職の職員を新町に引き継ぐ旨の取り決めを行っておくことが必要となります。その下の段落、また同法において、合併市町村は職員の任免・給与・その他身分取り扱いに関しては職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないと定めており、現在二町で人事管理・給与・手当などが異なるため、合併の前後で不均衡が生じないように取り決めを行うことが適当だと考えられます。

次のページ14ページをご覧ください。

2. 職員数の欄、有田町の実職員数の合計が134人。西有田町の実職員数の合計が243人とな

り、二町の合計が377人となります。

次のページ15ページをご覧ください。

3. 一般職の職制と主な職名が、上のご覧の表のとおりとなっております。その下からずっと16ページにかけて関係法令を抜粋して掲載しております。以上で説明を終わります。

○議長（岩永 正太）

只今協議第9号について事務局から説明がございました。何かご意見ございませんでしょうか。ご質問等ございませんか。

意見がないようでございますので、協議第9号の一般職の、職員の身分の取り扱いにつきましては、原案通り承認することよろしゅうございますか。

はい、ありがとうございます。それでは原案通り承認することと致します。

○議長（岩永 正太）

次に、協議第10号の条例、規則等の取り扱いについて事務局より説明をお願い致します。

○局長（福島 清人）

協議第10号条例、規則等の取り扱いについて次の通りご提案を申し上げます。

1. 二町に共通して制定されている内容に差異のない条例、規則等については現行の例により新町において制定するものとする。

2. 二町ともに制定しているが内容に差異のあるものおよび一町にのみ制定されているものについては事務事業の調整内容に基づき支障のないように整備し、新町において制定するものとするということでご提案申し上げたいと思います。尚この提案につきましては、第3回の任協で一応確認はされております。但し住民委員さん不在でしたので再度参考資料に基づき説明を致します。

○計画調整班（仁戸田 将英）

説明させていただきます。

別冊2の参考資料17ページをご覧ください。

協議第10号条例、規則等の取り扱いについて、まず上のほう留意事項ですが新設合併の場合新町発足時には二町の条例規則は、すべてその効力を失うこととなります。その為新町において新たに条例、規則等を制定し、施行させることとなります。その下の

1. 制定方法による区分の例ですが、方法が3つあります。一つ目に専決の欄の方から説明します。専決の根拠等の欄です。この4行目から。新町発足の日に議会の開催は現実には不可能と考えられる為、地方自治法の規程により、町長職務執行者が必要な条例を専決処分により、制定し施行することになり、また規則につきましても地方自治法の規程により、職務執行者が制定し施行することになります。こういったものかというのはその右のほうです。

①法律の規程により町政施行上空白期間の許されないもの

②新町の組織・運営・職員等の勤務条件に関するもの

③町民の権利・利益を保護し、また権利を制限し、若しくは義務を課すため、空白期間の許されないもの

④施設の設置・管理に関するもの

⑤合併協議会において協議済みのもの

これらが専決となります。具体的なものが右の例示と書いてあるところですが、その下のほうに行きまして二つ目、暫定の根拠等の欄です。その右の方。地方自治法の施行例の規程により、新町の条例規

則が制定し施行されるまで、従来の市町村に施行されていたものを引き続き施行することができます。それが右の方で

- ①制度に差があり、新町設置日において統合が困難なもの。
- ②一部の市町村のみ条例で新町において適応させるかどうか、政策的判断を要するもの。
- ③新たに適用されるものはないが、すでに適用されていたものを整理するまで施行するもの。

右の欄に合併された市で暫定条例とされたものを掲載しております。

次の18ページをご覧ください。

三つ目に逐次の根拠の欄をご覧ください。新町発足時に制定しなくても町民生活に支障をきたさない条例、規則または先決処分による制定に馴染まないものについては合併後制定し施行することになります。それが右の方です。

- ①新町発足時には必要ない為、合併後、逐次制定し施行させるもの
- ②議案提出権が長にないとされる条例、各行政委員会の規則等です。

具体的な例は、右の欄に掲載しております。その下に参考法令を載せております。

次の19ページをご覧ください。左の上ですね。

3. 地方自治法において条例に定めるとこととされている事項がご覧の通りです。その下の左の下の小さい欄です。

4. 二町の条例・規則の数ですが、有田町に条例が184、西有田町に161合計で345あります。有田町に規則が152、西有田町に131。2町合計で283あります。

以上で説明を終わります。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今協議第10号について事務局から説明がありました。何かご質問はありませんでしょうか。ございませんか。はい、それでは原案通り承認することによろしくございますか。

はい、それでは協議第10号の条例、規則等の取り扱いについては原案通り承認することと致します。

次に協議第11号の慣行の取り扱いについて事務局より説明をお願いします。

○局長（ 福島 清人 ）

協議第11号の「慣行の取り扱いについて」次の通りご提案申し上げます。

1. 町章・町の花・町の木および町民憲章は新町において定める。
2. 宣言および表彰制度は合併後速やかに調整する。
3. 名誉町民制度は合併後速やかに調整する。尚二町の名誉町民は新町の名誉町民とする。以上ご提案申し上げますけれども第3回の任意協議会で一応このことについては提案・確認をされております。内容は町章・町の花および町の木は新町において定めると。この一つだけでございましたけれども、あと幹事会等で協議を致しまして、町民憲章あるいは宣言表彰制度、名誉町民制度こういったものを新たに加えて提案を致しております。また内容等について事務局の担当より説明をさせます。

○計画調整班（ 仁戸田 将英 ）

説明させていただきます。

別冊2の参考資料20ページをご覧ください。

協議第11号慣行の取り扱いについて、まず町章はご覧のとおり、町の花は有田町が桜、西有田町がれんげ草、町の木は有田町がイチョウ、西有田町が檜の木となっております。

次のページ21ページをご覧ください。

表彰制度・宣言・町民憲章の現況です。まず表彰制度の年数により基準が異なります。その下の宣言の方ですが、有田町・西有田町共に非核・平和の町宣言がありますが、西有田町のみ交通安全都市宣言と福祉の街づくり宣言があります。その下、町民憲章は西有田町のみ制度となっております。

次の22ページをご覧ください。

課題問題点は先ほど説明した通りです。調整内容は先ほどの提案内容と同じになっております。

次のページ23ページをご覧ください。

名誉町民制度の参考資料です。現況の欄。名誉町民条例に違いはありませんが、有田町のみ名誉町民の方に額皿を贈ることになっております。名誉町民の人数が有田町が16名、西有田町が2名となっております。

次のページ24ページに移りまして、調整内容先ほどの提案内容と同じです。その下に県内の先進事例を掲載しております。以上で説明を終わります。

○議長（岩永 正太）

只今協議第11号について事務局から説明がありました。ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

はいそれでは協議第11号の慣行の取り扱いにつきましては原案通り承認することと致したいと思えます。

次に協議第12号の公共的団体等の取り扱いについて事務局より説明をお願いします。

○局長（福島 清人）

協議第12号「公共的団体等の取り扱いについて」次の通りご提案申し上げます。公共的団体等については新町の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら統合・整備に努めるものとする。尚このことについては、10月8日第3回の任意協議会で一応確認をされているところでございます。参考資料に基づき内容について説明をさせます。

○計画調整班（仁戸田 将英）

説明させていただきます。

別冊2の参考資料25ページをご覧ください。

協議第12号公共的団体等の取り扱いについて、生涯学習関係の欄で、西有田町のみ「婦人会」があります。少し下がりますと、商工観光関係の欄に有田町と西有田町に「観光協会」が、その下農林水産関係の欄に西有田町に「土地改良区」が、その下の方交通防犯関係の欄に西有田町のみ「交通安全母の会」があるという状況です。

次の26ページ参考の法令を載せております。以上で説明を終わります。

○議長（岩永 正太）

只今説明がございましたが、協議第12号について何かご質問・ご意見等ございませんか。

はい、佐藤委員さんどうぞ。

○3号委員（佐藤 利枝）

婦人会の事についてお尋ねをしますが、現在のところ、西有田町のみが婦人会がありまして、婦人会、それから交通安全母の会と他にもまだ沢山あるんですが、水道料の徴収とか、色々そんな活動もやっておりますが、有田町としては今度どのような考えを持っていらっしゃるでしょうか。お尋ね致したいと思っております。

○副会長（ 篠原 啓一郎 ）

婦人会の場合は前にあったわけですが、3年前に廃止になりまして、今は女性懇話会とかそれから消費者グループ色々西有田の方にもあると思います。これに載っていないのもあるやに思いますので、合併した折にはぜひそういったことは、積極的に審議会・協議会そういったものは作っていくべきだと思います。

○3号委員（ 佐藤 利枝 ）

すみません、もう一度お尋ねしますが、婦人会の内容としては、町の行事に対しても協力しております。そして色々な、今は税金の徴収もやっておりますが、だいた町の方には貢献をしていると思います。なるべくそのような活動も、有田町も足並みを揃えて頂きたいと私の方からお願い致します。

○副会長（ 篠原 啓一郎 ）

今、各区で婦人部というのはあるわけです。各区で組織されている。一同に会したのが今解散しているわけですが、税金の徴収あるいはそういったことは、今有田でも一部やっているとありますが、ほとんど廃止の方向で今まではきております。

○議長（ 岩永 正太 ）

よろしゅうございますか。

はい。それでは協議第12号の公共的団体等の取り扱いにつきましては原案通りよろしゅうございますか。

はい、それでは原案通り承認することと致したいと思っております。

次に協議第13号の消防・防災事業の取り扱いから協議第19号の通学区域の取り扱いについては、第4回・第5回の任意協議会で確認している項目でございます。どうでしょうか、一括して審議してもよろしゅうございますでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは協議第13号から19まで一括して事務局から説明をお願いします。

○局長（ 福島 清人 ）

それでは協議第13号から第19号まで一括してご提案申し上げます。

協議第13号 消防・防災事業の取り扱いについて。

1. 2町の消防団は、現行のまま新町に引き継ぎ、合併時に統合する。組織の見直しは合併後行う。
2. 消防団員の任期、定年制および表彰規定は、合併後調整する。
3. 消防団員の報酬、出動手当ておよび福祉共済掛け金は、合併までに調整し、新町において定める。
4. 防災会議は、合併時に新たに設置し、新町において地域防災計画を作成する。

協議第14号 国際交流事業の取り扱いについて

1. 姉妹・友好都市は、新町に移行後、継続することを基本に相手方と協議する。
2. 国際交流事業は、継続することを基本に合併後速やかに調整する

協議第15号 広報・広聴制度の取り扱いについて

1. 広報誌は、新町において統合し、現行のとおり月一回の発行とする。
2. 広聴制度は、新町において新たに創設する。
3. 議会だよりは、新町において統合し、現行のとおり年4回の発行とする。

4. 情報公開制度は、合併までに調整し、新町において定める。
5. 個人情報保護制度は、合併までに調整し、新町において定める。

協議第16号 電算システム・情報通信関係の取り扱いについて

1. 住民サービスに関連する電算システムは、合併までに統合する。
2. 内部事務に関連する電算システムは、合併までに調整し、随時統合する。

協議第17号 上水道事業の取り扱いについて

1. 水道料金は、有田町の例を基本に、合併後速やかに調整する。
2. 加入金、手数料は、合併後速やかに調整する。
3. 水道料金取りまとめ手数料は、西有田町の例を基本に、合併後速やかに調整する。
4. 水道事業は、新町において水道事業計画を策定し、計画的な統合を図る。

協議第18号 学校教育の取り扱いについて

1. 学校給食制度は、現行の通りとする。
2. 有田町育英資金は廃止し、新町において新たに奨学資金貸付制度の創設を検討する。有田町の江副奨学資金貸付、西有田町の国見・ふるさと西有田奨学資金貸付および竹内昌三育英資金貸付は、現行のとおりとし、当該区域を対象とする。有田ロータリークラブ福島奨学資金貸付は、合併までに調整し、新町において定める。
3. 私立幼稚園就園奨励補助は、合併までに調整し、新町において定める
4. 中学校の学期制度は、現行の通りとする

協議第19号通学区域の取り扱いについて

小・中学校の通学区域は、現行の通りとする。

以上のとおりでございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今事務局から協議第13号から19号まで一括して説明がありました。

それではまず、

協議第13号の消防・防災事業の取り扱いについて、これは先だっでの任意協の中でもご意見がございました通りそのご意見を踏まえて出来るだけ速やかに統合をお願いしたいということで行きたいと思いますが、こういう提案でよろしゅうございますでしょうか。

はい、異議がございませんようですので協議第13号消防・防災事業の取り扱いについてはこの原案通り承認されたものと致します。

次に協議第14号 国際交流事業の取り扱いについて、ご質問・ご異議ございませんでしょうか。

はい、異議がないようでございますので、この原案通り承認いたしてよろしゅうございますか。

はい、それでは協議第14号国際交流事業の取り扱いについてはこの提案通り承認されたものと致します。

次に協議第15号 広報・広聴の取り扱いについて、ご質問・ご異議ございませんでしょうか。

はい、意見がないようですので提案通りご承認よろしゅうございますか。

はい、それでは協議第15号については原案通り承認されたものと致します。

次に協議第16号 電算システム・情報通信関係の取り扱いについて、ご質問等ございませんでしょうか。よろしゅうございますね、

はい、それでは異議がないようでございますので協議第16号電算システム・情報通信関係の取り

扱いについてはこの提案通り承認されたものと致します。

次に協議第17号 上水道事業の取り扱いについて、ご質問・ご異議ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

はい、それでは協議第17号上水道事業の取り扱いについては原案通り承認されたものと致します。

次に協議第18号 学校教育の取り扱いについて、ご質問・ご異議等ございませんか。

はい、それでは異議がないようでございますので、協議第18号学校教育の取り扱いについてはこの提案通り承認されたものと致します。

次に協議第19号 通学区域の取り扱いについて、ご質問・ご異議ございませんでしょうか。いいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは協議第19号通学区域の取り扱いについては原案通り承認されたものと致します。

以上で本日予定されておりました議事が終わりましたが、今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

○局長（ 福島 清人 ）

その前に、協議事項第7号 新町の事務所の位置で内容に修正がございましたので、その修正案が出来ましたので、皆様方に配布を致します。差し替えの方をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは今後のスケジュールについて、お手元の資料の63ページ・64ページを見開きをお願い致します。

本日第1回の法定協議会を開催したわけですが、一応この法定協議会の協議項目の協議日程をここに64ページの方に掲載を致しております。2月の中旬を目途に合併協定書の調印という風なことでスケジュールを考えております。それまでに本日を含めて9回程の協議会を開催をしたいという風に考えております。これから年末・年始にかけて皆様方には大変忙しい中だと思いますけれども、こういった日程を予定しておりますので皆様方ぜひこの日程に合わせて色々ご都合をつけて頂きたいという風に思っております。よろしくお願いを致したいと思います。以上でございます。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今今後のスケジュールについて、事務局から説明がありましたが、委員の皆さんから何かご意見ございませんか。特段ないようございましたら、この日程でよろしくお願いをしたいと思います。

それでは6. のその他について事務局から何かありますか。

○局長（ 福島 清人 ）

先のスケジュールの方でも少し触れましたけれども、次回の協議会を11月の22日午後二時から焔の博記念堂の方で開催をしたいという風に考えております。大変忙しい中だと思いますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。尚、今日この会議が済みした後、小委員会を引き続き開催したいと思っております。皆さん方大変お疲れのところ恐縮と存じますが、そのままお残りを頂きたいという風に思っております。よろしくお願いを致します。

○議長（ 岩永 正太 ）

はい、今日は第1回の協議会ということで、しかも、これまでの任意協議会の引き続きと、沢山の協議事項がございました。大変皆さん方早朝からお疲れのことだと思います。またこの後、小委員会も開催されるということで、本当に今日は長時間に渡って、ご協議を頂きましてありがとうございました。ご協力をご感謝申し上げます。

これもちまして第1回の協議会を閉じたいと思います。今日は本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。

閉 会 （ 11時40分 ）